第1号様式(第9条関係)

条 例 見 直 し 調 書「作成年度 平成 27 年度 次回見直し予定 平成 32 年度

		┃ 作成年度 ┃ 平成 27 年度 ┃ 次回見直し予定	[平	成 32 年度					
条	例 名	ボランタリー団体等と県との協働の推進に関する条例							
条	例 番 号	平成 22 年神奈川県条例第 1 号 法 規 集 第 4 編第 1 章第 1 節							
所	管 室 課	県民局くらし県民部NPO協働推進課							
条	例 の 概 要	ボランタリー団体等と県との協働について、基本理念を定め、及び県の責務を							
		明らかにするとともに、ボランタリー団体等と県との協働を推進するための基							
		本となる事項を定めている。							
	視点	検 討 内 容	備	考					
	必要性	本条例は、地域課題の解決のためにボランタリー団体等と							
	現在でも	県との協働の推進及びボランタリー活動の促進のための施策							
	^{現在でも} 必要な条	を定めており、地域課題はさらに複雑化し、多様化している							
	例か。	ことから、今後も必要な条例である。							
検	有効性	本条例は、「ボランタリー団体等」をNPO法人、法人格を	▶条例は、「ボランタリー団体等」をNPO法人、法人格を						
	現行の内容で課題が解決で	持たない団体及び個人と定めている。ボランタリー団体等と	们别,	外に記載					
		県とが協働して課題解決に取り組む際に、双方の役割を明確							
	しきるか。 丿	にして締結する協定は、相互理解や信頼構築の基となり、双							
		方が立場を尊重しつつ地域課題のより効果的な解決に取り組							
		む端緒となっている。							
		一方で、平成20年の一般社団法人及び一般財団法人に関す							
		る法律の施行後、一般社団法人等の法人数は大幅に増加して							
		いる。その中にはNPO法人と同様に地域課題に取り組んで							
		いる一般社団法人等もおり、そのような現状を踏まえ、「ボラ							
		ンタリー団体等」の定義を広げ、ボランタリー活動を行う一							
		般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人を							
討		追加する条例の改正を検討する必要がある。							
	効率性	本条例は、ボランタリー団体等と県との協働を推進するた							
	現行の内容で効率的といえるか。	めの基本となる事項を定めることにより、団体等と県とが自							
		律した対等の関係を保てるよう、役割分担等を明確にした協							
	(500)	定を締結するよう努めるものとしている。これは、条例の基							
		本理念にかなった協働を可能とし、地域課題のより効果的な							
		解決に取り組むための手法を示しており、効率的である。							

	基本方針適合性果政の基本的な方針に適合しているか。	ボランタリー団体等と県との協働の ンドデザイン」のプロジェクト 20 協 的活動の促進と協働型社会の実現をめ であり、県の基本方針に適合したもの					
	適法性 憲法、法 令 し か。 いか。	本条例は、ボランタリー団体等と県との協働の推進及びボ ランタリー活動の促進のための施策を定めており、憲法、法 令に抵触しない。					
	その他						
	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。		理由等				
見	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。		地域課題がさらに複雑化し、多様化す				
直	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。		る中、現行の「ボランタリー団体等」以				
	4 改正及び道	፤ 用の改善等を検討する。	外にもこうした課題に一般社団法人等				
結	5 廃止を検討する。		も取り組んでいる現状を踏まえ、「ボラ				
果			ンタリー団体等」の範囲を拡大し、一般				
*			社団法人等を追加する	ことについて改			
			正を検討する必要がある	3.			

運用実績

	平成	平成	平成	平成	平成
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
条例第5条に該当するボランタリー団体	30件	35件	34件	29件	22件
等と県との協働事業					
上記以外のボランタリー団体等と県との	270件	261件	242件	235件	249件
取組					
計	300件	296件	276件	264件	271件